

取組の方向

1 地域福祉のセーフティネットの拡充

(1) セーフティネットの拡充

【5年後を見据えた課題】

○地域には、シルバー世代や障害者をはじめ、様々な困りごとを抱えた人たちが住んでおり、困難な困りごとを抱えている人ほど、誰にも相談できずに一人で孤立している可能性が懸念されます。

○市民が抱える地域生活課題が、更に複雑化・複合化しています。

【あるべき姿・目指すべき姿<ビジョン>】

○身近なところで気軽に相談できる仕組みが向上しています。

○既存の支援関係者に加え、課題に応じて新たな支援者を巻き込みながら、分野横断的なネットワークによる包括的かつ重層的な支援体制づくりが進んでいます。

【今後の方向性】

困りごとを包括的に受け止める体制の構築を行い、制度の狭間にある人や支援につながりにくい生活課題を抱えた人の早期発見のための相談体制の充実と支援を行う仕組みづくりを進めます。

【主な取組】

○包括的かつ重層的な相談体制の充実

高齢・障害・児童・生活困窮などの福祉関係部署をはじめ、住まいや教育、就労、保健、健康などの関係部署や社会福祉協議会、社会福祉法人などの関係機関が連携し、包括的かつ重層的な支援体制の充実に努めます。

○関係機関等の連携協働促進

地域福祉のセーフティネットの拡充を進めるため、団体等の様々な社会資源や関係機関を巻き込み、連携協働を促進していきます。

(2) 生活困窮者への支援やひきこもり対策等の充実

【5年後を見据えた課題】

○地域社会からの孤立などにより、適切な支援を受けることができていない生活困窮者等がいますと考えられます。

○単身者の増加や就労状況等により、経済的な困窮に関する相談が増加しています。

【あるべき姿・目指すべき姿<ビジョン>】

○様々な理由により生活に困っている人が、早期かつ適切な支援を受けることで、地域の中で安心して、自立した生活を送ることができています。

○経済的な面などで生活に困難を抱えた人や一般就労への移行が困難な人への支援など、生活困窮者の自立・社会参加への支援体制整備が、更に進んでいます。

【今後の方向性】

生活に困窮する人などが、必要なサービスを受けることができ、住み慣れた地域でその人らしく生活ができるよう切れ目のない支援体制の充実に取り組みます。

【主な取組】

○生活困窮者への支援

生活困窮者を早期に発見し、適切な支援につなげるため、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）、地域包括支援センターなど既存の相談事業などと密接に連携し、相談機能のネットワーク化を促進します。

○ひきこもり支援の充実

ひきこもり相談窓口として相談支援を実施し、医療機関や支援機関へのつなぎ、訪問支援を行うほか、ひきこもり家族教室等を実施します。

○子どもの貧困対策

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されないよう、貧困の連鎖を防止することが重要であることから、庁内の関係部署や関係機関と連携して学習支援事業や保護者の就労支援などの施策を進めます。

○就労支援

生活困窮者やシルバー世代、障害者、ひとり親家庭の親などの就労について、ハローワークと連携し、自立相談支援事業*や地域就労支援センター**での相談事業を行うなど、支援に取り組みます。

（３）災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実

【５年後を見据えた課題】

○大規模災害発生時に、地域での助け合いや隣近所での助け合い（共助）の際の重要な情報となる避難行動要支援者名簿※について、有効な利活用の仕組みが課題となっています。

【あるべき姿・目指すべき姿＜ビジョン＞】

○大規模災害発生時の対応について、自分の身は自分で守る（自助）を基本に、地域での助け合い（共助）や行政等（公助）が協働し、避難行動要支援者名簿の利活用の仕組みの構築が進んでいます。

【今後の方向性】

南海トラフ地震等の発生が懸念されており、甚大な被害が予想されることから、災害時にも強い支え合いのまちづくりのため、平常時から地域の様々な団体等が連携・協働できる仕組みづくりや体制づくりに取り組みます。

【主な取組】

○避難行動支援体制の充実

避難行動要支援者名簿の活用や更新を行うとともに、災害発生時に避難行動要支援者の円滑な安否確認や避難などができるよう、地域の協力体制づくりを推進します。

○災害時の連携強化

市内施設と協定を締結している福祉避難所※について、新型コロナウイルスをはじめとする各種感染症の感染拡大防止を前提とした支援の在り方について検討します。



(1) 虐待やDV防止等に向けた取組の推進

【5年後を見据えた課題】

○シルバー世代や障害のある人、子育て世帯などが地域の中で孤立すれば、虐待等の発見が遅れることが課題となっています。

○世帯の抱える課題が複雑化し、適切な対応を行う体制強化が課題となっています。

【あるべき姿・目指すべき姿<ビジョン>】

○地域団体、警察等の関係機関との連携による見守り体制や、日常から声をかけ合える顔の見える関係づくりを進めています。

○虐待やDV等に係る調査や相談の中で把握した世帯全体が抱える様々な地域生活課題についても、関係機関と連携して取り組みます。

【今後の方向性】

虐待、いじめ、DV等の問題を解決するため、市民などを対象に、虐待やDVへの一層の理解を促進するとともに、シルバー世代、障害者、子ども、子育て世帯等の公的な相談窓口について、周知するとともに、機能の充実を図ります。

【主な取組】

○虐待、DVの理解促進

市民を対象に、虐待やDVへの理解促進や相談窓口等の周知を徹底するとともに、啓発等を行うことにより、発生の防止及び早期発見の強化を図ります。

○相談機能の充実・連携

専門的な知識・ノウハウの習得や関係機関の連携が進むよう、各相談機関や施設等の従事者、行政職員等に対する研修を実施し、相談機能の強化等を図ります。

○子どものいじめ防止対応の推進

市子どもたちをいじめから守るための条例に基づき、寝屋川方式の「教育的アプローチ」（学校・教育委員会）、「行政的アプローチ」（市長部局）、「法的アプローチ」（外部機関）の三段階アプローチ等によるいじめ対策及びいじめの未然防止施策に取り組みます。

(2) 成年後見制度の利用促進

【5年後を見据えた課題】

○認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人をサポートする福祉サービス利用援助事業や成年後見制度は利用者の増加が見込まれており、受け皿や相談支援にあたる人材が不足する恐れが生じています。

【あるべき姿・目指すべき姿<ビジョン>】

○判断能力が十分でない人が、本人の権利を守り、地域で安心して自立した生活を送れる支援体制の整備が、進んでいます。

○成年後見制度の更なる利用促進を行っています。

【今後の方向性】

成年後見制度や日常生活自立支援事業※の周知及び利用を促進します。

成年後見制度等に関する研修会の開催を通じて、成年後見制度等の権利擁護事業について普及啓発に努め、必要な方の相談・利用の促進を図ります。

【主な取組】

○成年後見制度の利用促進〔寝屋川市成年後見制度利用促進計画〕

認知症や知的・精神障害等により、判断能力が十分でない人が、本人の意思決定支援に基づく成年後見制度の利用について相談できるよう、成年後見制度や相談窓口の周知に取り組みます。

また、成年後見制度の取組をより進めるため、地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置に努めます。

さらに、判断能力が不十分で、親族がいないなどの理由で審判の申し立てができない人については、市長申立制度を支援につなげるよう活用します。

3 地域福祉を担う多様な人づくり

(1) 地域づくりにつながる人づくり

【5年後を見据えた課題】

- 地域コミュニティの希薄化や担い手の減少・固定化・高齢化の進行等により、地域福祉活動の担い手不足が課題となっています。
- 市民一人一人が地域福祉の「支え手」と「受け手」であり、人と人、人と社会資源が世代や分野を超えてつながる地域共生社会についての理解が進んでいません。

【あるべき姿・目指すべき姿＜ビジョン＞】

- 地域において、市民、民生委員・児童委員、校区福祉委員、自治会、地域協働協議会、更生保護団体※、社会福祉協議会、社会福祉施設、企業、NPOなどの多様な主体が集まり、自分たちが暮らし、活動する地域について考え、自分たちの地域を創っていく取組が進んでいます。
- 地域福祉活動について、市民の周知や理解が進んでいます。

【今後の方向性】

地域福祉活動のさらなる広がりや新たな活動メニューについて、一緒に検討を行うなど、市民の自発性に基づき、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取組を進めます。

初めての人も気軽に地域福祉活動に取り組めるようなボランティア情報の発信や、活動機会の提供など、参加のきっかけづくりを進めます。

【主な取組】

○人材発掘、機会創出

地域において、見守り・声かけ活動や、高齢者などのサロン活動、子育て支援活動などの地域福祉を支える人材を育成するため、参加のきっかけづくりに取り組みます。

○更生保護団体への支援〔寝屋川市再犯防止推進計画〕

犯罪や非行の防止と立ち直りを支える更生保護三団体（保護司会、更生保護女性会、BBS会）が取り組む「社会を明るくする運動」の周知啓発などを通じて、再犯防止に関する地域での理解を促進します。

また、地域における更生保護の活動拠点である更生保護サポートセンター※の運営支援や、更生保護三団体と再犯防止の取組に重要な就労・住居の支援機関との連携強化に取り組みます。

（２）教育・保育人材の確保

【５年後を見据えた課題】

○保育ニーズの増加や子どもや子育てを取り巻く環境の変化により、保育所等に求められる役割や機能が多様化・複雑化しています。

【あるべき姿・目指すべき姿＜ビジョン＞】

○希望すれば全ての子どもが保育所等を利用でき、保育ニーズ等に対応する教育・保育の機会が保証されています。

【今後の方向性】

保育士などの専門性を高める人材育成等について取組を進めて行くとともに、教育・保育を提供する事業者が安定的に人材を確保できる取組や、事業者が質の高い教育・保育を提供できるよう、職員研修の充実などに取り組みます。

【主な取組】

○教育・保育人材の就業促進、定着支援

継続して待機児童をなくすために、保育士の処遇改善や保育所等で就労していない保育士、いわゆる潜在保育士の就職促進などにより保育士を確保するとともに、保育士等が働きやすい環境の整備に努めます。

また、放課後子供教室や留守家庭児童会においても、教育・保育環境の充実に努めます。



(1) 社会福祉協議会に対する活動支援

【5年後を見据えた課題】

- 社会福祉協議会は、住民主体の理念のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現をめざし、様々な地域生活課題の解決に取り組んでいます。
- 地域の実情に応じた福祉サービスの提供や相談活動、ボランティアや住民活動のネットワークづくり、福祉教育の推進など、必要とされる機能が增加しています。

【あるべき姿・目指すべき姿＜ビジョン＞】

- 社会福祉協議会が、地域福祉を推進する中核的な役割を担っています。
- 地域住民との連携のもと、地域生活課題の把握と解決に取り組んでいます。

【今後の方向性】

社会福祉協議会や福祉関係機関等と協議・連携し、地域の課題を地域で解決する取組や共助の在り方を検討します。

より実効性のある施策や事業とするため、地域福祉の推進を支援するための施策や事業の企画・立案・実施にあたり社会福祉協議会と連携を図るとともに、情報提供についても連携して双方で市民に提供できるよう取り組みます。

【主な取組】

○社会福祉協議会への活動支援

社会福祉協議会が関係機関とのネットワークにより把握する地域生活課題を踏まえ、効果的な施策検討を行うとともに、その推進に向けた広域的・専門的な活動等に対して支援を行います。



社会福祉協議会のシンボルマーク

(2) 健康と生きがいを高める福祉のまちづくり

【5年後を見据えた課題】

- 高齢化が進む中で、若年層からの健康づくりが課題となっています。
- 地域におけるサロン活動など、地域ぐるみで行っている健康づくり活動を継続する機運が低下しています。
- 生きがいづくりに向け、社会参加を促す環境づくりが課題となっています。

【あるべき姿・目指すべき姿<ビジョン>】

- それぞれの世代の市民が自身の健康に関心を持ち、健康づくりのための行動を気に掛けています。
- 地域包括ケアシステム^{*}の構築における、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な推進を図り、市民主体の活動の機会・場づくりを進め、生活支援や介護予防などの助け合い活動にもつなげています。

【今後の方向性】

市民の健康や日々の暮らしを支える活動や情報を発信し、健康を意識し心が豊かになるような心身を良好に保つ取組を進めます。

【主な取組】

○健康づくりの推進

健康寿命の延伸に向けた心と身体の健康づくりの取組への支援を充実するとともに、地域に密着した保健・医療体制づくりを推進します。

○介護予防事業の充実

市民が参加しやすい介護予防の取組への支援を充実します。

○生涯学習の推進

主体的に取り組む意識づくりを支援するとともに、様々なニーズに応じた社会参加を支援します。

○交通等による移動手段の確保

シルバー世代や障害者等の生活に必要な移動手段の確保に努めます。

（３）福祉サービスの質の確保に向けた法人等への指導及び監査

【５年後を見据えた課題】

○措置から契約への移行など福祉サービスの供給の在り方が変化する中、地域福祉の中核的な担い手である社会福祉法人等においては、利用者の様々な福祉ニーズに対応することが課題となっています。

【あるべき姿・目指すべき姿＜ビジョン＞】

○社会福祉法人や福祉サービス事業者等への指導及び監査等を通して、地域の実情や要支援者のニーズにあわせた福祉サービスの提供が、さらに促進されています。

【今後の方向性】

市内の社会福祉法人及び福祉サービス事業者への集団指導や実地指導などにおいて情報共有等を行い、市と事業者との連携を深め、介護サービスの安定提供、質の向上を図ります。

【主な取組】

○社会福祉法人等への指導及び監査

社会福祉法人や福祉サービス事業者等に、適切に指導及び監査等を行います。

計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 計画の周知

地域福祉は、行政だけでなく、担い手となる市民、事業者、関係団体等が互いの特性や能力を発揮し、連携・協力しながら取り組んでいくことが重要です。

その前提として、本計画内容の十分な周知、そして理解が得られることが重要であるため、広報やホームページなど多様なPR媒体を活用し、様々な機会を通じて本計画を周知していきます。

(2) 市と社会福祉協議会の連動による取組の推進

地域福祉の推進には、福祉分野だけに限らず、医療、産業、労働、教育、防災、交通等生活の基盤となる様々な分野との連携が重要になります。

また、本市と社会福祉協議会が緊密に連携・協働して、様々な担い手とともに本計画に係る取組を推進します。

(3) 計画の管理と推進

本計画は、基本理念に基づき市民と行政等が協働して取り組むべきものです。

そこで、庁内関係課等との連携により取組状況を精査するとともに、学識経験者や市内の関係団体等で構成される「寝屋川市地域福祉計画推進委員会」による審議を踏まえ、計画の推進に努めます。